

197. Aは未婚で子供がなく、父親Bが所有する甲建物にBと同居している。Aの母親Cは平成23年3月末日に死亡している。AにはBとCの実子である兄Dがいて、DはEと婚姻して実子Fがいたが、Dは平成24年3月末日に死亡している。この場合における次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。(H24-10)

- (1) Bが死亡した場合の法定相続分は、Aが2分の1、Eが4分の1、Fが4分の1である。
- (2) Bが死亡した場合、甲建物につき法定相続分を有するFは、甲建物を1人で占有しているAに対して、当然に甲建物の明渡しを請求することができる。
- (3) Aが死亡した場合の法定相続分は、Bが4分の3、Fが4分の1である。
- (4) Bが死亡した後、Aがすべての財産を第三者Gに遺贈する旨の遺言を残して死亡した場合、FはGに対して遺留分を主張することができない。(cf. 後掲『遺留分』)

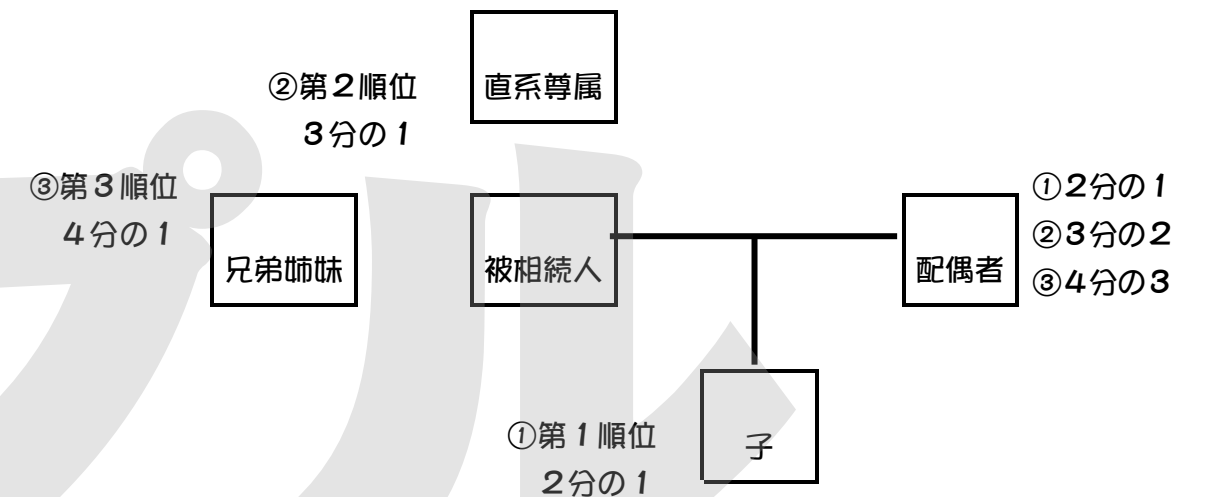
[(4)]

## 1. 相続の開始

- [1] 相続の開始原因 (民法882条)  
相続は、被相続人の死亡によって開始する。  
※ 失踪宣告も死亡とみなされるので(民法31条)、相続が開始する。
- [2] 相続回復請求権 (民法884条)  
相続人が相続権を侵害されたときは、その事実を知った時から5年間、相続開始の時から20年間に限って、相続回復の請求権を行使できる。

## 2. 相続人

[1] 法定相続人



- ① 第1順位者は子 (民法887条)
  - イ. 代襲相続のときは、子の子が相続人になる。
  - ロ. 胎児は、相続についてはすでに生まれたものとみなす。(民法886条)
  - ハ. 養子は、養親を相続できるほか、実親の子でもあるから、実親をも相続できる。逆に養子が死亡すれば、養親も実親も養子を相続できる。(第1順位者である養子の子がいないとき) 但し、特別養子の場合は、特別養子と実親は相互に相続しない。(民法817条の2)
- ② 第2順位者は直系尊属 (民法889条)
  - イ. 子や、代襲相続人が一人もいないときや、子や代襲相続人の全員が相続の放棄をしたとき。
  - ロ. 直系尊属として父母と祖父母がいるとき、父母だけが相続人になる。
  - ハ. 養子が死亡したとき、養父母と実父母とは平等に相続人となる。
- ③ 第3順位者は兄弟姉妹 (民法889条)
  - 第1、第2順位者が一人もいないときや、第1、第2順位者の全員が相続の放棄をしたとき。
- ④ 配偶者は常に相続人となる。(民法890条)
  - 配偶者は、上の順位者と同順位で相続人になる。たとえば、子がいなるときは被相続人の父母と配偶者が相続人になる。